

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律に基づく  
計画認定等事務取扱要領

制定 6 政第 155 号令和 6 年 10 月 1 日  
改正 6 政第 329 号令和 7 年 3 月 31 日  
改正 8 政第 35 号令和 8 年 5 月 20 日  
農林水産省大臣官房技術総括審議官通知

## 第 1 趣旨

この要領は、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号。以下「法」という。）、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行令（令和 6 年政令第 279 号。以下「施行令」という。）及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行規則（令和 6 年農林水産省令第 50 号。以下「規則」という。）並びに生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針（令和 6 年農林水産省告示第 1777 号。以下「基本方針」という。）その他関係法令に基づき、法第 7 条第 1 項に規定する生産方式革新実施計画の認定、法第 13 条第 1 項に規定する開発供給実施計画の認定等の事務について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 用語の定義（法第 2 条関係）

### 1 スマート農業技術（第 1 項）

- (1) 法第 2 条第 1 項に規定する「スマート農業技術」は、①農業機械等に組み込まれること、②遠隔操作、自動制御その他の情報通信技術を用いた技術であること、③農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化等を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであることのいずれの要素にも該当する技術をいう。
- (2) 同項に規定する「農業機械等」とは、農業の用に供される機械、ソフトウェアその他規則第 1 条で定めるものをいい、専ら農業の用に供されるものだけでなく、主として農業の用に供され、かつ農業以外の産業の用に供されるものも含む。「農業の用に供される」とは、農作業又は農業の経営管理のために用いられることをいう。
- 同項に規定する「情報通信技術」は、電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられる、いわゆるデジタル技術を指すものであり、例えば、ロボットや人工知能（AI）、インターネット回線を用いたインターネット・オブ・シングス（IoT）に用いられる技術のほか、電波、電子回路等を介して作用する情報技術や通信技術が該当し、空気圧や油圧、ギアその他の物理構造のみを利用して機械を動作させる技術は含まない。
- 同項に規定する「農作業」は、耕作や養畜に直接必要な作業とこれに附随する作業を指し、例えば、耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、刈取り、水の管理、給餌、敷わらの取替え、収穫後の調製・選別・集出荷、自ら使用する肥料や飼料の

製造等が該当する。

同項に規定する「農業の生産性を相当程度向上させることに資する」とは、技術の活用によって、慣行的な方法に照らして同項に規定する農作業の効率化等に有意な効果が得られることをいう。

- (3) 例えば、農業用トラクタや生育診断システム（衛星画像等から生育状況を診断するソフトウェア）等は「農業機械等」に該当するが、太陽光発電設備や一般的な天気予報アプリ、汎用会計ソフト、スマートフォン等の汎用デバイス等、主として農業の用に供するといえない汎用的機能を有し、農業以外の産業の用に供されるものは、「農業機械等」に該当しない。

農業用ドローン、電動アシストスーツ、遠隔操作や自動制御機能の付いた収穫機は、デジタル技術である「情報通信技術」を用いたものに該当するが、空気圧式アシストスーツ、遠隔操作や自動走行機能の付いていない収穫機は、「情報通信技術」を用いたものに該当しない。

遠隔操作や自動操縦機能を有する農業用トラクタは、慣行的な方法に比して農作業の効率化等に有意な効果を得られるが、一般的な農業用トラクタ（自動制御機能が搭載されておらず、エンジンやミッション等を制御する ECU が搭載されているもの等）は、慣行的な方法に照らして農作業の効率化等に有意な効果が得られるとはいえないため、「農業の生産性を相当程度向上させることに資する」ものに該当しない。

- (4) なお、スマート農業技術に該当するかどうかは、法、規則及び基本方針の規定に即し、その技術を構成する要素技術、技術の機能及び効果の有効性を勘案し、柔軟に判断するものとする。

## 2 農業者等（第2項）

- (1) 法第2条第2項に規定する「農業者」とは、農業経営を実質的に主宰する者をいい、同項に規定する「農業者又はその組織する団体」には、個人の農業経営体のほか、農地所有適格法人、農事組合法人、農地を借り受けて農業経営を行う法人、農業協同組合等農業者が主たる構成員又は出資者（以下「構成員等」という。）となっている法人、農業協同組合内の農業者で構成される生産部会や集落営農組織等、農業者を構成員等とする任意の組織等が該当する。
- (2) 生産方式革新実施計画の申請者は、法第7条第1項の規定により農業者等である必要がある。また、生産方式革新実施計画の申請者である農業者等が団体である場合にあっては、同項の規定に基づき、その構成員等の行う生産方式革新事業活動に関する取組の内容も計画に含めることができ、当該生産方式革新実施計画がその認定を受けた場合には、申請者である団体だけでなく、当該構成員等にも特例措置（法第9条から第12条までの規定又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第11条の5若しくは第44条の5の規定に基づく措置をいう。この項及び第3において同じ。）を適用することができる。なお、特例措置を適用する場合には、生産方式革新実施計画に当該特例措置が適用される農業者各々の生産方式革新事業活動に関する取組の内容の記載が必要となり、かつ、当該生産方式革新事業活動に関する取組の内容が当該特例措置の適用の要件に適合していることが必要であることに留

意する。

### 3 生産方式革新事業活動（第3項）

- (1) 法第2条第3項に規定する「生産方式革新事業活動」は、同項第2号の事業活動（以下「2号活動」という。）を新たに行い、又はその拡大を図るものでなければならないものとし、同項第1号の事業活動（以下「1号活動」という。）を既に行っている農業者等が2号活動のみを新たに行い、又は拡大を図る場合を含むものとする。
- (2) 生産方式革新事業活動は、基本方針第一の2に定める事項に適合して行われるものとする。農業者等が共同して、又は団体である農業者等が生産方式革新実施計画の認定の申請を行う場合には、当該申請に係る複数の農業者等又は団体である農業者等（その構成員等を含む。）の行う生産方式革新事業活動の全体で基本方針第一の2（1）③に定める事項に適合すれば足りるものとする。また、この場合には、基本方針第一の2（1）③に規定する「作付面積又は売上高のおおむね過半とすること等」に適合するかどうかについては、当該生産方式革新事業活動に係る1号活動及び2号活動に既に取り組んでいる者に係る作付面積又は売上高を含めて判断することとし、畜産においては、作付面積に代わり飼養頭数により判断することができる。
- (3) 生産方式革新事業活動は、2号活動に係る農産物の新たな生産の方式の導入の内容が、1号活動に係るスマート農業技術の性格、生産する農産物の特性等に照らして適切であり、かつ、当該スマート農業技術の活用による法第2条第1項に規定する「農作業の効率化等」の効果を十分に発揮させるために行うものとして合理的である必要がある。そのため、生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等は、その申請の際に、必要に応じて、当該スマート農業技術に係る事業者等から示されている関係情報を添付することが望ましい。
- (4) 基本方針第一の2（3）に規定する「付加価値額」は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいい、「労働投入量」は労働者数又は労働者数に1人当たり年間就業時間を乗じた時間数をいう。「労働者数」は常時使用する従業員の数に代表者、役員、臨時雇用者（1年換算した人数）を足したものとする。ただし、相当数の農業者等が共同して計画を作成する等の事情でこれらの算出が困難な場合には、これらによらない簡易的かつ合理的な算出方法を計画に記載することで、これに代えることができる。
- (5) なお、生産方式革新事業活動は、農産物の生産活動の一環として行われる事業活動であり、農産物を生産し、及び出荷する事業の中で行われるもののほか、特定作業受託（基幹三作業（水稻にあつては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては、耕起・整地、播種及び収穫、その他の農産物にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。）の全てを受託して自ら農作業を行い、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売し、及びその販売の収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを内容とする作業受託をいう。）として行われる事業活動を含む。

#### 4 スマート農業技術活用サービス（第4項）

(1) 法第2条第4項に規定する「対価を得て継続的に行う」とは、役務の提供の事業性を担保するための規定であり、同種の役務をいずれの者からも対価を得ることなく提供するもの、又は反復・継続せずに一時的に役務の提供を行うものは含まない。

「対価を得て」とは、役務を提供する対象である農業者等との間で、その役務の対価として他と区別して支払われるもののほか、他の役務と併せ包括的に支払われるものや、当該農業者等から農産物を調達する食品事業者等、当該農業者等以外の者から支払われるものを含む。また、「継続的に行う」とは、周年で行う業務に限らず、季節的に行う業務を含む。

同項第2号に規定する「農業機械等を使用させること」には、農業機械等のリース、レンタルその他の売買以外の方法により農業者等に農業機械等を使用させ、その対価を得る役務が含まれる。

同項第3号に規定する「農業に関する高度な知識又は技術」とは、スマート農業技術を組み込んだ農業機械等の操作、その活用により得られるデータの整理及び分析等、スマート農業技術を活用した農作業を行う上で有効な知識又は技術をいう。

「派遣すること」には、労働者派遣によるもののほか、例えば、農業者等の事務所において当該農業者等の従業員に対する研修の実施等を通じてスマート農業技術に関する高度な知識又は技術の習得を支援するために行う役務が含まれる。

(2) 主たる事業が農業や食品産業等である者であっても、農業者等の行う生産方式革新事業活動の促進に資するためにスマート農業技術活用サービスの提供を行う場合は、法第7条第3項の規定に基づき、他の農業者等が申請者となる生産方式革新実施計画に、スマート農業技術活用サービス事業者（同項第1号に規定するスマート農業技術活用サービス事業者をいう。以下同じ。）として行うスマート農業技術活用サービスの提供に関する取組を記載することができる。

(3) なお、スマート農業技術活用サービスの提供を含む法第7条第3項に規定する措置（以下「促進措置」という。）について、その実施主体であるスマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者（同項第2号に規定する食品等事業者をいう。以下同じ。）が当該促進措置の一部又は全部を他の者に委託して効果的かつ効率的に行う場合にあつては、当該委託を受けて当該促進措置を実施する者による取組を生産方式革新実施計画に促進措置として位置づけ、その認定を受けることで、いずれの者に対しても特例措置を適用することができる。

#### 5 開発供給事業（第5項）

(1) 法第2条第5項に規定する「生産方式革新事業活動に資する先端的な技術」とは、スマート農業技術のほか、生産方式革新事業活動のために用いられる農業機械等、種苗、肥料、農薬、農業用ソフトウェアその他の農業資材（これらに附帯して生産方式革新事業活動のために一体的に用いられるものを含む。以下同じ。）に関する技術であつて、スマート農業技術の活用による農作業の効率化等の効果の発揮に必要であり、かつ、現行の技術の発達や普及の状況に照らして新規性を有するものをいう。

同項に規定する「スマート農業技術等の開発」には、農業資材について新たな機

能又は性能を構築するために行うスマート農業技術等に関する試験研究のほか、既に確立されたスマート農業技術等について当該スマート農業技術等の性能の向上や適用範囲の拡大等の技術上の改良のために行う試験研究が含まれる。

同項に規定する「スマート農業技術等を活用した農業機械等、種苗その他の農業資材又はスマート農業技術活用サービスの供給」とは、開発供給事業により開発したスマート農業技術等を活用した農業資材の生産及び販売又は当該スマート農業技術等を活用したスマート農業技術活用サービスの提供をいい、既に開発されたスマート農業技術等のみを対象とするものはこれに該当しない。

- (2) 開発供給事業を行う者は、単独で又は共同して、スマート農業技術等の開発並びに当該開発供給事業により開発されたスマート農業技術等を活用した農業資材の生産及び販売又はスマート農業技術活用サービスの提供を行う者をいい、事業の種別等に特段の制約はない。
- (3) また、開発供給事業を行う者が、その行う開発供給事業の一部又は全部を他の者に委託（既に製造されている規格品・標準品の購入や数量決めによる発注等は該当しないものとする。）して効果的かつ効率的に行う場合にあっては、当該委託を受けて開発供給事業を行う者と共同で開発供給計画の認定の申請を行い、その認定を受けることで、いずれの者に対しても特例措置（法第 15 条から第 19 条までの規定又は租税特別措置法第 80 条の 3 の規定に基づく措置をいう。第 5 において同じ。）を適用することができる。

### 第 3 生産方式革新実施計画の認定等の手続（法第 7 条及び第 8 条関係）

#### 1 生産方式革新実施計画の申請方法等

- (1) 生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等は、法第 7 条第 1 項並びに規則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、別記様式第 1 号の申請書に、別記様式第 2 号の生産方式革新実施計画その他必要書類を添付し、当該農業者等の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）の長（以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。
- (2) 生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等が共同で生産方式革新実施計画の認定の申請を行う場合には、法第 7 条第 1 項及び規則第 3 条第 3 項の規定に基づき、代表者を 1 名定めて行うものとする。

#### 2 認定生産方式革新実施計画の変更の申請

法第 8 条第 3 項に規定する認定生産方式革新実施計画の変更をしようとする場合、当該認定生産方式革新実施計画に係る農業者等は、法第 8 条第 1 項及び規則第 9 条の規定に基づき、別記様式第 3 号の申請書に、変更後の生産方式革新実施計画（別記様式第 2 号）及び変更前の認定生産方式革新実施計画に従って行われる生産方式革新事業活動（促進措置を含む。3 及び 4 において同じ。）の実施状況を記載した書類（別記様式第 4 号）その他必要書類を添付し、地方農政局長等に提出するものとする。なお、提出方法については、1 を準用する。

### 3 生産方式革新実施計画の認定審査

#### (1) 認定審査における留意事項

地方農政局長等は、生産方式革新実施計画の認定（認定生産方式革新実施計画の変更の認定を含む。以下同じ。）に当たっては、次の①から⑫までに特に留意しつつ、法及び基本方針第一の3の規定に基づき審査を行うものとする。

- ① 生産方式革新実施計画の内容が、農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化や、申請者である農業者等の行う農業の状況に応じた具体的な課題に対処するものとなっているか
- ② スマート農業技術の活用の内容が明確であり、かつ、農産物の新たな生産の方式の導入の内容が、当該スマート農業技術の性格、生産する農産物の特性等に照らして、農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるために合理的なものとなっているか
- ③ 農産物の新たな生産の方式の導入を新たに行い、又はその拡大を図るものとなっているか
- ④ 生産方式革新事業活動がその行う農業のおおむね過半とすること等を通じて、活用するスマート農業技術の費用対効果を得られる規模で行うものとなっているか
- ⑤ 促進措置を計画に含める場合にあっては、当該促進措置の内容が明確であり、かつ、申請者である農業者等の行う生産方式革新事業活動と一体的に取り組むことが農業の生産性の向上に効果的なものとなっているか
- ⑥ 生産方式革新事業活動の目標、実施期間及び実施体制が、基本方針第一の2（3）から（5）までの要件を満たしているか
- ⑦ 生産方式革新事業活動の実施に当たり、許認可や届出等の必要な手続を適切に行うなど関係法令を遵守し、かつ、農作業の安全性の確保、知的財産の保護、農業に由来する環境への負荷の低減等に関係して国が定めるガイドライン等を遵守しているか、また、導入する農業機械が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が実施する農業機械の安全性検査の対象農機に該当し、かつ、令和7年4月以降に新たに発売される型式である場合にあっては、研究機構が実施する安全性検査の合格機から選定されているか
- ⑧ 生産方式革新事業活動が、関係地方公共団体等との連携を図ること等により、関連する各種施策と調和して行われているか
- ⑨ 生産方式革新実施計画を実施するために必要な資金の額が設定されており、かつ、その調達方法が適切であるか
- ⑩ 生産方式革新実施計画全体として整合性がとれており、かつ、実施期間、スケジュール、人員、経営状況等の体制や役割分担、関係者との連携の状況等から見て、生産方式革新事業活動が円滑かつ確実に実施できるものとなっているか
- ⑪ 特例措置のいずれかの適用を受けようとする場合にあっては、当該特例措置の適用条件を満たしているか
- ⑫ その他認定にふさわしくない特段の事情がないと認められるか

#### (2) 標準処理期間

生産方式革新実施計画の認定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の

標準処理期間は、30日（法第10条の特例の適用に係る生産方式革新実施計画の場合は、45日）とする。

### （3）関係機関との連絡調整

- ① 地方農政局長等は、生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等のうち代表者以外の農業者等の住所地又は主たる事務所の所在地を他の地方農政局長等が管轄する場合その他地方農政局長等が必要と認める場合、当該他の地方農政局長等に、申請書等を送付し、認定審査に必要な情報の提供や意見を求めるものとする。なお、促進措置を実施するスマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者の主たる事務所を他の地方農政局長等が管轄する場合も、必要に応じて同様に対応するものとする。
- ② 地方農政局長等は、特例措置の適用に係る生産方式革新実施計画の認定の申請を受けたときは、必要に応じ、当該申請をした農業者等の了承を得た上で、当該特例措置に係る4（2）及び（3）に規定する関係機関に、当該申請に係る生産方式革新実施計画を送付して、連絡調整を行うものとする。
- ③ 農林水産大臣は、申請のあった生産方式革新実施計画に法第7条第4項第3号又は第4号に定める事項が記載されている場合にあつては、同条第6項の規定による協議を行うため、国土交通大臣に別記様式第5号による協議書を送付し、文書（電磁的記録によるものを含む。以下同じ。）によりその同意を得るものとする。
- ④ 地方農政局長等は、第4の4に定める投資促進税制の適用に係る生産方式革新実施計画の認定の申請を受けたときは、遅滞なく、当該生産方式革新実施計画を農林水産省本省に送付するものとする。農林水産省本省は、当該生産方式革新実施計画の内容が租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第6条の2の3第1項及び第2項並びに第28条の8第1項及び第2項に規定する農林水産大臣が定める基準（令和6年農林水産省告示第1778号。以下「税制告示」という。）に適合することを確認した上で、当該地方農政局長等に確認の結果を通知するものとする。
- ⑤ 北海道農政事務所は、法第7条第7項に規定する措置が記載された生産方式革新実施計画の認定の申請を受けたときは、遅滞なく、当該生産方式革新実施計画を農林水産省本省に送付するものとする。農林水産省本省は、当該生産方式革新実施計画の内容について、第4の1（1）に準じて確認した上で、北海道農政事務所へ確認の結果を通知するものとする。

## 4 生産方式革新実施計画の認定結果の通知及び公表

### （1）認定の通知

地方農政局長等は、生産方式革新実施計画の認定をしたときは、当該生産方式革新実施計画の申請者（共同して申請をした場合にはその代表者。この項及び（4）において同じ。）に対し、別記様式第6号により、認定通知書を交付するものとする。地方農政局長等は、必要と認める場合は、生産方式革新実施計画が認定されたことを農林水産大臣が証明する認定証を、当該認定を受けた農業者等に対して交付することができる。

### （2）関係機関への通知

- ① 地方農政局長等は、生産方式革新実施計画に法第7条第7項に規定する措置が記載されている生産方式革新実施計画の認定をした場合には、当該措置に係る農作物栽培高度化施設の所在地を管轄する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）に対し、遅滞なく、別記様式第7号により、当該認定に係る認定通知書、生産方式革新実施計画及び規則第3条第2項第4号ホに規定する営農に関する計画を添えて、通知するものとする。
- ② 地方農政局長等は、法第7条第8項に規定する産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業が記載されている生産方式革新実施計画の認定をした場合には、独立行政法人農畜産業振興機構理事長に対し、遅滞なく、別記様式第8号により、当該認定に係る認定通知書及び生産方式革新実施計画を添えて、通知するものとする。

### （3）関係機関への情報提供

地方農政局長等は、生産方式革新実施計画の認定をした場合において、当該生産方式革新実施計画が次の①から③までに定める事項に該当するときには、当該事項ごとにそれぞれ次の①から③までに規定する者に対して、当該生産方式革新実施計画の認定をした旨の情報提供を行うことが望ましい。その際、必要に応じ、当該認定に係る認定通知書及び生産方式革新実施計画を添えて行うものとする。

- ① 法第10条（航空法（昭和27年法律第231号）の特例）の適用を受ける場合 国土交通省本省
- ② 第4の3に定める措置（公庫による資金の貸付け）の適用を受ける場合 当該生産方式革新実施計画に従って生産方式革新事業活動が行われる区域を管轄する株式会社日本政策金融公庫（沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）の担当支店
- ③ 当該認定に係る生産方式革新実施計画に従って生産方式革新事業活動が行われる区域を複数の地方農政局等が管轄する場合 当該生産方式革新事業活動が行われる区域を管轄する全ての地方農政局等（当該認定に係る地方農政局等を除く。）

### （4）不認定の通知

地方農政局長等は、生産方式革新実施計画の認定をしないときは、申請者に対し、別記様式第9号により、認定をしない理由を明らかにした上で、その旨を通知するものとする。

### （5）概要の公表

地方農政局長等は、法第7条第9項（法第8条第6項の規定により準用する場合を含む。）及び規則第8条の規定に基づき、生産方式革新実施計画の認定をした場合にあっては、当該生産方式革新実施計画の認定の日付、認定を受けた農業者等（当該認定に係る生産方式革新実施計画に促進措置に関する事項が含まれる場合にあっては、当該認定を受けた農業者等及び当該促進措置を行うスマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者（以下「促進事業者」という。）の名称及び当該生産方式革新実施計画に記載された生産方式革新事業活動の概要を地方農政局等のホームページにおいて公表するものとする。

また、地方農政局長等は、認定を受けた生産方式革新実施計画の概要を公表した

場合には、当該生産方式革新実施計画に従って生産方式革新事業活動が行われる区域を管轄する都道府県知事に対して、その旨の情報提供を行うものとする。

## 5 生産方式革新実施計画の軽微な変更の届出

認定を受けた農業者等は、認定生産方式革新実施計画について規則第10条に規定する軽微な変更をした場合は、法第8条第2項の規定に基づき、遅滞なく、別記様式第11号による届出書を地方農政局長等に提出するものとする。なお、提出方法については、1を準用する。

また、地方農政局長等は、農地法（昭和27年法律第229号）の特例措置に係る生産方式革新実施計画の軽微な変更の届出を受けた際は、当該農作物栽培高度化施設の所在地を管轄する農業委員会に対して、遅滞なく、別記様式第11号による届出書を添えて通知するものとする。

## 6 生産方式革新実施計画の認定の取消し

### (1) 助言及び指導の実施

地方農政局長等は、第7に定める報告の徴収等により、特段の理由がないにもかかわらず認定後1年を経過してもなお事業に着手していないなど、認定生産方式革新実施計画に従って生産方式革新事業活動が適切に実施されていないと認められる場合には、認定生産方式革新事業者に対し、必要な助言及び指導を行うものとする。

### (2) 認定の取消し

地方農政局長等は、(1)の助言及び指導を行ったにもかかわらず、なお事業の着手が見込まれないなど、認定生産方式革新実施計画に従って生産方式革新事業活動が適切に実施される見込みがないと認められる場合には、行政手続法等の関係法令に規定する手続を行い、法第8条第3項の規定に基づき認定を取り消し、別記様式第12号により、認定を取り消された計画に係る農業者等及び促進事業者に対して通知するとともに、同条第5項の規定に基づき、その旨を地方農政局等のホームページにおいて公表するものとする。

### (3) 関係機関への通知等

地方農政局長等は、生産方式革新実施計画の認定を取り消した場合には、当該生産方式革新実施計画の認定をした際に通知した第3の4(2)②に規定する関係機関に対して、遅滞なく、別記様式第13号により、認定を取り消した旨を通知するものとする。また、第3の4(2)①及び(3)に規定する関係機関に対し、認定を取り消した旨の情報提供を行うことが望ましい。

### (4) 特例措置の取扱い

地方農政局長等は、生産方式革新実施計画の認定を取り消した場合にあっては、当該生産方式革新実施計画に係る特例措置の取扱いについて、次の①から④までに留意し、認定を取り消された生産方式革新実施計画に係る農業者等及び促進事業者に対して、各関係機関との連絡調整をはじめ、適切な措置を講ずるよう助言及び指導を行うものとする。

#### ① 農地法の特例（法第9条）

認定を取り消された生産方式革新実施計画に係る農業者等は、認定が取り消さ

れた日以後は、農地法第 43 条第 1 項の規定に基づく届出をしていない状態となることから、認定が取り消された日以後に農作物栽培高度化施設を設置しようとする場合には、改めて農地法に基づく届出の届出を要することとなること。また、認定が取り消された日以前にすでに農作物栽培高度化施設を設置した場合にあっては、農地法第 44 条の規定に基づく勧告の対象となるおそれがあること。

② 航空法の特例（法第 10 条）

認定を取り消された生産方式革新実施計画に係る農業者等及び促進事業者は、認定が取り消された日以後は、航空法第 132 条の 85 第 4 項第 2 号の許可又は同法第 132 条の 86 第 5 項第 2 号の承認を受けていない状態となることから、認定が取り消された日以後に航空法に係る措置を行う場合には、改めて航空法の許可又は承認の手続を要することとなること。

③ 野菜生産出荷安定法の特例（法第 11 条）

認定を取り消された生産方式革新実施計画に係る農業者等は、認定が取り消された日以後は、野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）第 10 条第 1 項に規定する登録生産者とみなせなくなるとともに、それ以前に締結した交付金に係る契約は失効する扱いとなることから、認定が取り消された日以後に、契約指定野菜安定供給事業（数量確保タイプ）の活用を希望する場合には、改めて野菜生産出荷安定法に基づき、要件の確認や手続を要することとなること。

④ 第 4 の 3 の措置（公庫による資金の貸付け）

認定を取り消された生産方式革新実施計画に係る農業者等及び促進事業者は、当該認定を取り消された計画に従って行われる生産方式革新事業活動に必要な資金を公庫から借り入れている場合は、当該借入金について、繰上償還等の手続が必要となるおそれがあること。

(5) 認定取消しの申出

生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等は、災害その他の事情により生産方式革新事業活動を継続することが困難である等の場合には、別記様式第 14 号により、地方農政局長等に対し、自発的に認定の取消しを申し出ることができるものとする。申出の方法については、1 を準用する。

地方農政局長等は、自発的な認定の取消しの申出があった場合には、当該認定を取り消すものとする。この場合には、(2) から (4) までを準用する。

(6) その他の認定取消し

農林水産大臣又は地方農政局長等は、(2) 及び (5) によるもののほか、生産方式革新実施計画に故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合など、認定の根拠が失われたと認められる場合には、必要に応じ、その認定を取り消すものとする。この場合には、(2) から (4) までを準用する。

## 第 4 認定生産方式革新実施計画に係る措置

### 1 行政手続のワンストップ化（法第 9 条及び第 10 条）

法第 9 条及び第 10 条の規定に基づく措置は、生産方式革新実施計画の実施に伴う複数の行政手続に係る申請を一本化し、手続の簡素化を図るものである。

地方農政局長等は、これらの特例の適用に係る生産方式革新実施計画の認定に当

たつては、各個別法の許可等の基準を緩和するものではないこと並びに次の（１）及び（２）の事項に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

（１）農地法の特例（法第９条）

- ① 法第９条の規定の適用を受けようとする農業者等から、生産方式革新実施計画の認定の申請に際して、別表４、５、６及び規則第３条第２項第４号に掲げる書類その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 法及び基本方針の規定に適合していることに加え、申請に係る施設が農地法施行規則（昭和２７年農林省令第７９号）第８８条の３及び「農地法第４３条及び第４４条の運用について」の制定について」（平成３０年１１月２０日３０経営第１７９６号経営局長通知。以下「農地法通知」という。）第２に規定する基準に適合している必要があること。また、その確認に当たっては、農地法通知第３の１（２）及び（３）並びに２（１）を参考にし、必要に応じて都道府県の施設園芸関係部局や関係する農業委員会に助言を求めること。
- ③ 地方農政局長等は、法第９条の規定の適用を受けようとする農業者等に対して、生産方式革新実施計画の認定に係る審査が②に則して行われること、農地法通知第２の１（３）、第３の２（２）及び（５）並びに第４の１（１）に規定する事項等について必要な助言及び指導を行うこと。
- ④ 地方農政局長等は、農地法の特例に係る生産方式革新実施計画の認定をしたときは、法第７条第７項の規定に基づき、遅滞なく、別記様式第７号により、農作物栽培高度化施設の所在地を管轄する農業委員会に通知すること（詳細は、第３の４（２）①を参照）。また、当該農作物栽培高度化施設の用に供される農地が土地改良区の地区内にあるときは、当該土地改良区に通知すること。

（２）航空法の特例（法第１０条）

- ① 法第１０条の規定の適用を受けようとする者から、生産方式革新実施計画の認定の申請に際して、別表７その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 法及び基本方針の規定に適合していることに加え、農林水産大臣は、法第７条第４項第３号又は第４号に定める事項について、法第７条第６項の規定に基づき、別記様式第５号により、国土交通大臣に協議し、その同意を文書で得る必要があること（詳細は、第３の３（３）③を参照）。なお、本手続は、協議の相手方が国土交通大臣であることに鑑み、農林水産大臣から協議することとする。
- ③ 地方農政局長等は、法第１０条の規定の適用を受けようとする者に対して、生産方式革新実施計画の認定に係る審査は、国土交通大臣において「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」（平成２７年１１月１７日国空航第６８４号、国空機第９２３号航空局長通知。）に則して行われること、同条により無人航空機の飛行に関する許可又は承認があったものとみなされた後に航空法に基づく報告徴収等が行われる場合があること、同法第１３２条の８８から第１３２条の９１までその他同法の規定に基づき、飛行計画の通報、飛行日誌の備え、事故等の場合の措置その他必要な措置を講じなければならないことについて事前に必要な周知を行うこと。
- ④ 地方農政局長等は、航空法の特例に係る生産方式革新実施計画の認定をしたと

きは、国土交通省本省に、その旨の情報提供をすること（詳細は、第3の4（3）を参照）

- ⑤ 法第7条第4項第3号又は同項第4号に掲げる行為に係る生産方式革新実施計画の認定を受けることにより航空法の規定に基づく許可又は承認があったものとみなす効力は、当該生産方式革新実施計画の認定の日から当該計画に記載された生産方式革新事業活動の実施期間の終了時点まで有効であること。また、法第7条第4項第3号又は第4号に定める事項について変更がある場合には、法第8条第1項の規定に基づき、遅滞なく第3の2により認定生産方式革新実施計画の変更の認定を受ける必要があり、同条第1項ただし書に規定する軽微な変更には当たらないこと。

## 2 野菜生産出荷安定法の特例（法第11条）

法第11条の規定に基づく措置は、法第7条第8項に規定する産地連携野菜供給契約に基づき野菜生産出荷安定法第2条に規定する指定野菜の供給の事業が記載された生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等について、当該農業者等を同法第10条に規定する登録生産者とみなして同法第12条の規定を適用し、契約指定野菜安定供給事業（数量確保タイプ）を活用できるものである。

地方農政局長等は、法第11条の規定の適用に係る生産方式革新実施計画の認定に当たっては、次の①から⑥までの事項に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

- ① 法第11条の規定の適用を受けようとする農業者等から、生産方式革新実施計画の認定の申請に際して、別表8その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 当該産地連携野菜供給契約の内容が野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知）の（別記3）契約指定野菜安定供給事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定める要件を満たしていること。
- ③ 地方農政局長等は、法第11条の規定の適用を受けようとする農業者等に対して、生産方式革新実施計画の認定に係る審査が②に則して行われること、独立行政法人農畜産業振興機構や、④に関する意向を持つ農業者等に対しては、関係都道府県に事前に相談を行うことが望ましいこと等の必要な助言を行うこと。
- ④ 実施要領第8の2（2）に基づき、「野菜価格安定対策事業の推進について」（令和5年4月25日付け4農産第4453号－1農林水産省農産局長通知）の（別記3）契約指定野菜安定供給事業（以下「推進通知」という。）第5の5（1）を満たす場合であって、実施要領第8の2（2）ただし書の交付予約を締結しようとするときには、当該農業者等は、実施要領第8の2（3）及び推進通知第5の5（2）に基づき、あらかじめ、当該交付予約に係る対象野菜について、「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）第2に定める産地強化計画を策定し、都道府県知事の認定を受ける必要があること。
- ⑤ 地方農政局長等は、野菜法の特例に係る生産方式革新実施計画の認定をしたときは、法第7条第8項の規定に基づき、遅滞なく、別記様式第8号により、その旨を独立行政法人農畜産業振興機構に通知すること（詳細は、第3の4（2）②を参

照)。

- ⑥ この措置は、認定生産方式革新実施計画に記載された生産方式革新事業活動の実施期間においてのみ適用されるものであること。

### 3 公庫による資金の貸付け（法第 12 条）

認定生産方式革新事業者は、法第 12 条等の規定に基づき、公庫から認定生産方式革新実施計画に従って行われる生産方式革新事業活動の実施に必要な資金の貸付けを受けることができる。なお、公庫からの当該資金の貸付けは、法、施行令、規則、沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和 47 年政令第 186 号）、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律第 12 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金（令和 6 年 10 月 1 日財務省・農林水産省告示第 33 号）、沖縄振興開発金融公庫法施行令第 2 条第 1 号の規定に基づく主務大臣の指定するもの（昭和 47 年 8 月 1 日総理府・大蔵省告示第 4 号）、スマート農業技術活用促進資金融通措置要綱（令和 6 年 10 月 1 日付け 6 政第 154 号農林水産事務次官依命通知）その他関係法令及び通知に基づき行われるものである。

地方農政局長等は、法第 12 条の規定の適用に係る生産方式革新実施計画の認定に当たっては、次の①から③までの事項に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

- ① 法第 12 条の規定に基づき資金の貸付けを受けようとする者から、生産方式革新実施計画の認定に際して、貸付を受けようとする者が、農業者等の場合は別記様式第 2 号に記載の添付書類（別紙 1、別表 3）、促進事業者の場合は別紙 2 又は別紙 3 に記載の添付書類（別表 2）の提出を受ける必要があり、併せて、いずれの場合においても必要に応じて、その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 公庫からの資金の貸付けを希望する者は、生産方式革新実施計画の認定に加え、公庫が別に定める様式により公庫に対し借入れの申込みを行う必要があるため、地方農政局長等は、公庫からの資金の貸付けに係る当該生産方式革新実施計画の認定について事前の相談を受けた場合には、公庫と情報共有を図るとともに、当該生産方式革新実施計画に係る貸付けを希望する者に対して、公庫に事前の相談を行うよう申請者を通じて助言を行うこと。
- ③ 地方農政局長等は、公庫による資金の貸付けに係る生産方式革新実施計画の認定をしたときは、当該生産方式革新事業活動が行われる区域を管轄する公庫の担当支店にその旨の情報提供をすること（詳細は第 3 の 4（3）参照。）。

### 4 投資促進税制（租税特別措置法第 11 条の 5 又は第 44 条の 5）

(1) 農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者（法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する役務を提供する者に限る。この項において同じ。）及び食品等事業者は、租税特別措置法第 11 条の 5 又は第 44 条の 5、租税特別措置法施行令第 6 条の 2 の 3 又は第 28 条の 8、税制告示その他関係法令の規定により、次の①から③までに掲げる所得税又は法人税の特例を受けることができる。

- ① 基本方針第四の 2 に規定する要件を満たすものとして農林水産大臣の認定を受けた生産方式革新実施計画に従って認定生産方式革新事業者である農業者等が基

本方針第四の 2 (1) に該当する機械及び装置、器具及び備品、建物等（建物及びその附属設備並びに構築物をいう。以下同じ。）を導入した場合における、その取得価額の 32%（建物等にあつては、その取得価額の 16%）の特別償却

② 基本方針第四の 3 に規定する要件を満たすものとして農林水産大臣の認定を受けた生産方式革新実施計画に従って認定生産方式革新事業者であるスマート農業技術活用サービス事業者が基本方針第四の 3 (1) ⑥の機械及び装置を導入した場合における、その取得価額の 25%の特別償却

③ 基本方針第四の 3 に規定する要件を満たすものとして農林水産大臣の認定を受けた生産方式革新実施計画に従って認定生産方式革新事業者である食品等事業者が基本方針第四の 3 (2) ⑦の機械及び装置を導入した場合における、その取得価額の 25%の特別償却

(2) 地方農政局長等は、投資促進税制の適用に係る生産方式革新実施計画の認定に当たっては、次の①及び②の事項に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

① (1) の特例の適用を受けようとする農業者等及び促進事業者から、生産方式革新実施計画の認定の申請に際して、特例の適用を受けようとする者が、農業者等の場合は別記様式第 2 号に記載の添付書類（別紙 1、別表 3）、促進事業者の場合は別紙 2 又は別紙 3 に記載の添付書類の提出を受けの必要があり、併せて、いずれの場合においても必要に応じて、その他必要書類の提出を受けの必要があること。

② 地方農政局長等は、(1) の特例の適用に係る認定生産方式革新事業者に対して、第 7 の (1) に規定する毎年度の生産方式革新実施計画の実施状況の報告において、導入した設備等（(1) の特例のいずれかが適用されるものに限る。）に係る導入の時期、利用の状況その他必要な事項についても報告を行う必要があること等の必要な周知を行うこと。

## 5 食料システム構築計画のみなし措置

この措置は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）Ⅱの第 1 に基づき、食料システム構築計画に係る承認規程（令和 7 年 1 月 9 日付け 6 農産第 3739 号農林水産省農産局長通知。以下「承認規程」という。）別記 3 のⅠの第 1 及びⅡの第 1 並びに産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3506 号農林水産事務次官依命通知。）第 4 の (1) に定める食料システム構築計画（以下「食料システム構築計画」という。）の事業目的に沿った内容が記載された生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等について、承認規程第 3 に基づき食料システム構築計画の承認を受けたものとみなすものである。

地方農政局長等は、食料システム構築計画の事業目的に沿った内容が記載された生産方式革新実施計画の認定に当たっては、次の (1) から (4) の事項に留意しつつ、関係通知に即して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

(1) 食料システム構築計画のみなし措置の適用を受けようとする農業者等から、生産方式革新実施計画の認定の申請に際して、別表 9 その他必要書類の提出を受け

- る必要があること。
- (2) 食料システム構築計画に係る記載が承認規程第6に定める補助事業の要件、承認規程第2、第3の1及び2に規定する計画の内容並びに承認規程第3の4のうち(2)を除く承認基準を満たしていること。
  - (3) 地方農政局長等は、食料システム構築計画のみなし措置の適用を受けようとする農業者等に対して、生産方式革新実施計画に係る審査が(2)に即して行われること等の必要な助言を行うこと。
  - (4) 地方農政局長等は、承認規程第3の3(3)及び(4)の承認手続の規定に従い、必要な手続を行うこと。

## 第5 開発供給実施計画の認定の手続（法第13条及び第14条関係）

### 1 開発供給実施計画の申請方法等

- (1) 開発供給実施計画の認定を受けようとする者は、法第13条第1項並びに規則第11条第1項及び第2項の規定に基づき、別記様式第15号の申請書に別記様式第16号の開発供給実施計画その他必要書類を添付し、農林水産大臣に提出するものとする。
- (2) 開発供給事業を行おうとする者が共同で開発供給実施計画の認定の申請を行う場合には、法第13条第1項及び規則第11条第3項の規定に基づき、代表者を1名定めて行うものとする。

### 2 認定開発供給実施計画の変更の申請

法第14条第3項に規定する認定開発供給実施計画の変更をしようとする場合、当該認定を受けた者は、法第14条第1項及び規則第15条の規定に基づき、別記様式第17号の申請書に、変更後の開発供給実施計画（別記様式第16号）及び変更前の認定開発供給実施計画に従って行われる開発供給事業の実施状況を記載した書類（別記様式第18号）その他必要書類を添付し、農林水産大臣に提出するものとする。なお、提出方法については、1を準用する。

### 3 開発供給実施計画の認定審査

#### (1) 認定審査における留意事項

農林水産大臣は、開発供給実施計画の認定（認定開発供給実施計画の変更の認定を含む。以下同じ。）に当たっては、次の①から⑯までに特に留意しつつ、法及び基本方針第二の3の規定に基づき審査を行うものとする。

- ① 開発する技術がスマート農業技術等に該当し、かつ、基本方針第二の1(2)に定める目標の達成に資するものとなっているか（基本方針第二の2(2)①の目標として設定する数値（以下「事業目標値」という。）が基本方針第二の1(2)の生産性の向上に関する目標の欄に定める数値（以下「促進目標値」という。）の原則9割以上である場合にこの要件を満たすものとする。ただし、開発する技術やその対象とする品目等の性質により、事業目標値が促進目標値の9割以上を達成することが困難な場合は、達成が困難である合理的な理由及び促進目標値の9割以上の生産性の向上の達成に向けた追加的な取組条件が明確に示され、かつ基

本方針（特に、第二の２（１）①ハ）に照らして合理的である場合には、この要件を満たすものとする。）

- ② 開発されたスマート農業技術等が、現行のスマート農業技術等の普及の状況や複数の品目又は農作業への応用の可能性等に照らして、生産方式革新事業活動の促進に資するものとなっているか
- ③ 供給を行うスマート農業技術等を活用した農業資材又はスマート農業技術活用サービスが、対象とする農作業等の慣行的な方法等に比して、品質又は費用の面で優位性を有しているか
- ④ 開発されたスマート農業技術等を活用した農業資材又はスマート農業技術活用サービスについて、その内容や事業の実施体制等に照らして、可能な限り広く供給を図るものとなっているか
- ⑤ スマート農業技術と当該スマート農業技術に適合した生産の方式の内容が明確かつ合理的であり、その供給に当たって一体的に普及するよう努めるものとなっているか
- ⑥ 開発されたスマート農業技術等を活用した農業資材の生産及び販売については、農業者等が継続して当該農業資材を適切に使用できるようにするために必要な措置を実施できる体制を有しているか
- ⑦ 開発供給事業が経済的な合理性を有する等、当該開発供給事業が継続して行われるものとなっているか
- ⑧ 開発供給事業の内容に法第２条第５項に規定する合併等の措置が含まれる場合にあっては、当該措置がスマート農業技術等の開発又は供給に係る労務若しくは設備の管理又は資金調達の円滑化等に資するものであり、かつ、他者との適正な競争を阻害するものでないと認められるか
- ⑨ 開発供給事業の目標、実施期間及び実施体制が、基本方針第二の２（２）から（４）までの要件を満たしているか
- ⑩ 開発供給事業の実施に当たり、許認可や届出等の必要な手続を適切に行うなど関係法令を遵守し、かつ、農作業の安全性の確保、知的財産の保護の徹底、農業に由来する環境への負荷の低減等に関係して国が定めるガイドライン等を遵守しているか
- ⑪ 関係地方公共団体との連携を図ること等により、関連する各種施策と調和して行われているか
- ⑫ 開発されたスマート農業技術等を活用した農業資材又はスマート農業技術活用サービスの供給について、農業者等に対して、その費用や効果など必要な情報の提供を適切に行うこととしているか
- ⑬ 開発供給実施計画全体として整合性がとれており、かつ、実施期間、スケジュール、人員、経営状況等の体制や役割分担、関係者との連携の状況等から見て、開発供給事業が円滑かつ確実に実施できるものとなっているか
- ⑭ 開発供給実施計画を実施するために必要な資金の額が設定されており、かつ、その調達方法が適切であるか
- ⑮ 特例措置のいずれかの適用を受けようとする場合にあっては、当該特例措置の適用条件を満たしているか

⑯ その他認定にふさわしくない特段の事情がないと認められるか

(2) 認定審査にあたっての指導・助言の実施

農林水産省本省は、「新たな農業機械安全性検査制度への対応について」（令和7年3月25日付け6農産第5113号農産局長通知）に基づき、開発するスマート農業技術等を活用した農業機械等が、研究機関が実施する農業機械の安全性検査の対象農機に該当する場合、供給の開始前に安全性検査を受検すること等の必要な指導等を行うものとする。

(3) 標準処理期間

開発供給実施計画の認定に係る行政手続法第6条の標準処理期間は、45日（法第15条又は第19条の特例の適用に係る開発供給実施計画の場合は、60日）とする。

(4) 関係機関との連絡調整

- ① 農林水産大臣は、法第13条第5項に基づき、提出のあった開発供給実施計画の対象となる事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に対し、遅滞なく、別記様式第19号による通知書及び当該申請のあった開発供給実施計画を送付するものとし、当該事業所管大臣から意見がある場合には、当該意見を文書により受理するものとする。
- ② 農林水産大臣は、特例措置の適用に係る開発供給実施計画の申請を受けたときは、必要に応じ、当該申請をした者の了承を得た上で、当該特例措置に係る4(2)及び(3)に規定する関係機関に当該申請のあった開発供給実施計画を送付して、連絡調整を行うものとする。
- ③ 農林水産大臣は、申請のあった開発供給実施計画に法第13条第3項第2号又は第3号に定める事項が記載されている場合にあつては、同条第6項の規定による協議を行うため、国土交通大臣に対して、別記様式第20号による協議書を送付し、文書によりその同意を得るものとする。
- ④ 農林水産大臣は、申請のあった開発供給実施計画に法第13条第3項第5号に定める事項が記載されている場合にあつては、同条第7項の規定による協議を行うため、農業生産関連事業所管大臣（同項に規定する農業生産関連事業所管大臣をいう。以下同じ。）に別記様式第21号による協議書を送付し、文書によりその同意を得るものとする。詳細は第6の5に基づき対応するものとする。
- ⑤ 農林水産本省は、申請のあった開発供給実施計画に法第2条第5項に規定する合併等の措置が記載されている場合にあつて、次のいずれかに該当する場合にあつては、公正取引委員会に対して、企業結合審査の結果について確認を行うものとする。

イ 開発供給実施計画に開発供給事業を行おうとする者の合併が記載されている場合であつて、一の会社の国内売上高合計額\*（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第10条第2項に規定する「国内売上高合計額」。以下同じ。）が200億円を超え、かつ、他の会社の国内売上高合計額が50億円を超える場合

ロ 開発供給実施計画に開発供給事業を行おうとする者の共同新設分割が記載されている場合であつて、一の会社の国内売上高合計額が200億円を超え、かつ、他の会社の国内売上高合計額が30億円を超える場合

- ハ 開発供給実施計画に開発供給事業を行おうとする者の吸収分割が記載されている場合であって、一の会社の国内売上高合計額が 200 億円を超え、かつ、他の会社の国内売上高合計額が 30 億円を超える場合
- ニ 開発供給実施計画に開発供給事業を行おうとする者による株式の取得（取得後の議決権の比率が20%を超えるものに限る。）が記載されている場合であって、一の会社の国内売上高合計額が 200 億円を超え、かつ、他の会社の国内売上高合計額が 50 億円を超える場合
- ホ 開発供給実施計画に開発供給事業を行おうとする者の共同株式移転が記載されている場合であって、一の会社の国内売上高合計額が 200 億円を超え、かつ、他の会社の国内売上高合計額が 30 億円を超える場合
- ヘ 開発供給実施計画に開発供給事業を行おうとする者の事業等の譲受けが記載されている場合であって、譲受会社の国内売上高合計額が 200 億円を超え、かつ、譲渡会社の国内売上高（譲渡に係る部分に限る。）が 30 億円を超える場合
- ト 上記イからへまでに掲げるもの以外の合併等の措置が記載されている場合であって、一の会社の国内売上高合計額が 200 億円を超え、かつ、他の会社の国内売上高合計額が 50 億円を超える場合

※「国内売上高合計額」とは、会社の国内売上高（国内において供給された商品及び役務の価額の最終事業年度における合計額として公正取引委員会規則で定めるものをいう。）と当該会社が属する企業結合集団（会社及び当該会社の子会社並びに当該会社の親会社であって他の会社の子会社でないもの及び当該親会社の子会社（当該会社及び当該会社の子会社を除く。）から成る集団をいう。）に属する当該会社以外の会社等（会社、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに類似する事業体をいう。）の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額のこと。

#### 4 開発供給実施計画の認定結果の通知及び公表

##### （1）認定の通知

農林水産大臣は、開発供給実施計画の認定をしたときは、当該開発供給実施計画の申請者（共同して申請をした場合にはその代表者。この項及び（4）において同じ。）に対し、別記様式第 22 号により認定通知書を交付するものとする。農林水産大臣は、必要と認める場合は、別途、開発供給実施計画が認定されたことを証明する認定証を、当該認定を受けた者に対して交付することができる。

##### （2）関係機関への通知

農林水産大臣は、開発供給実施計画の認定をした場合において、当該開発供給実施計画に法第 13 条第 3 項第 4 号に定める事項が記載されているときは、同条第 8 項に基づき、遅滞なく、別記様式第 23 号により、当該認定に係る認定通知書及び開発供給実施計画を添えて、研究機関に通知するものとする。

##### （3）関係機関への情報提供

農林水産大臣は、開発供給実施計画の認定をした場合において、当該開発供給実施計画が次の①から④までに掲げる事項に該当するときは、当該事項ごとにそれぞれ次の①から④までに定める者に対して、当該開発供給実施計画の認定をした旨の

情報提供を行うことが望ましい。その際、必要に応じ、当該認定に係る認定通知書及び開発供給実施計画を添えて行うものとする。

① 法第 15 条（航空法の特例）の適用を受ける場合 国土交通省本省

② 第 6 の 4 に定める措置（公庫による資金の貸付け）の適用を受ける場合 公庫  
本店

③ 法第 19 条（農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）の特例）の適用を受ける場合 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）

④ 法第 13 条第 5 項の通知を行った場合 当該通知に係る事業を所管する省庁

#### （4）不認定の通知

農林水産大臣は、開発供給実施計画の認定をしないときは、申請者に対し、別記様式第 24 号により、認定をしない理由を明らかにした上で、その旨を通知するものとする。

#### （5）概要の公表

農林水産大臣は、法第 13 条第 9 項（法第 14 条第 6 項の規定により準用する場合を含む。）及び規則第 14 条の規定に基づき、開発供給実施計画の認定をした場合にあっては、当該開発供給実施計画の認定の日付、認定を受けた者の名称及び当該開発供給実施計画に記載された開発供給事業の概要を農林水産省本省のホームページにおいて公表するものとする。

## 5 開発供給実施計画の軽微な変更の届出

認定を受けた者は、認定開発供給実施計画について規則第 16 条に規定する軽微な変更をした場合は、法第 14 条第 2 項の規定に基づき、遅滞なく、別記様式第 25 号による届出書を農林水産大臣に提出するものとする。なお、提出方法については、1 を準用する。

## 6 開発供給実施計画の認定の取消し

### （1）助言及び指導の実施

農林水産大臣は、第 7 に定める報告の徴収等により、特段の理由がないにもかかわらず認定後 1 年を経過してもなお事業に着手していないなど、法第 16 条第 1 項に規定する認定開発供給事業が適切に実施されていないと認められる場合には、認定開発供給事業者に対し、必要な助言及び指導を行うものとする。

### （2）認定の取消し

農林水産大臣は、（1）の助言及び指導を行ったにもかかわらず、なお事業の着手が見込まれないなど、認定開発供給事業が適切に実施される見込みがないと認められる場合には、行政手続法等の関係法令に規定する手続を行い、法第 14 条第 3 項の規定に基づき認定を取り消し、別記様式第 26 号により、認定を取り消された開発供給実施計画に係る者に対して通知するとともに、同条第 5 項の規定に基づき、その旨を農林水産省本省のホームページにおいて公表するものとする。

### （3）関係機関への通知等

農林水産大臣は、開発供給実施計画の認定を取り消した場合には、当該開発供給実施計画の認定を行った際に通知した第 5 の 4 （2）に規定する関係機関に、遅滞

なく、別記様式第 27 号により認定を取り消した旨を通知するものとする。また、第 5 の 4 (3) に規定する関係機関に、認定を取り消した旨の情報提供を行うことが望ましい。

#### (4) 特例措置の取扱い

農林水産大臣は、開発供給実施計画の認定を取り消した場合にあっては、当該開発供給実施計画に係る特例措置の取扱いについて、次の①から⑤までに留意し、認定を取り消された開発供給実施計画に係る者に対して、各関係機関との連絡調整をはじめ、適切な措置を講ずるよう助言及び指導するものとする。

##### ① 航空法の特例（法第 15 条）

認定を取り消された開発供給実施計画に係る者は、認定が取り消された日以後は、航空法第 132 条の 85 第 4 項第 2 号の許可又は同法第 132 条の 86 第 5 項第 2 号の承認を受けていない状態となることから、認定が取り消された日以後に航空法に係る措置を行う場合には、改めて航空法の許可又は承認の手続を要することとなること。

##### ② 種苗法の特例（法第 16 条）

種苗法の特例に係る措置は、認定開発供給事業の成果に係る品種に関する品種登録出願又は登録の手続を行う際に活用できるものであることから、認定を取り消された開発供給実施計画に係る者が育成した品種については適用できないこととなること。

##### ③ 研究機構の研究開発設備等の供用及び協力に係る業務（法第 17 条）

認定を取り消された開発供給実施計画に係る者は、認定が取り消された日以後は、研究機構の研究開発設備等の供用等を受けることができないこととなること。

##### ④ 公庫による資金の貸付け（第 6 の 4 に定める措置）

認定を取り消された開発供給実施計画に係る者は、当該認定を取り消された開発供給実施計画に従って行われる開発供給事業に必要な資金を公庫から借り入れている場合は、当該借入金について、繰上償還等の手続が必要となるおそれがあること。

##### ⑤ 農業競争力強化支援法の特例（法第 19 条）

認定を取り消された開発供給実施計画に係る者は、当該認定を取り消された開発供給実施計画に従って行われる開発供給事業に必要な資金の調達に係る社債又は借入れに対して中小機構の債務の保証を受けている場合は、当該保証を受けることができないこととなるおそれがあること。

#### (5) 認定取消しの申出

認定開発供給事業者は、災害その他の事情により開発供給事業を継続することが困難である等の場合には、別記様式第 28 号により、農林水産大臣に対して、自発的に認定の取消しを申し出ることができるものとする。申出の方法については、1 を準用する。農林水産大臣は、自発的な認定の取消しの申出があった場合には、当該認定を取り消すものとする。この場合には、(2) から (4) までを準用する。

#### (6) その他の認定取消し

農林水産大臣は、(2) 及び (5) によるもののほか、開発供給実施計画に故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合など、認定の根拠が失われたと認め

られる場合には、必要に応じ、その認定を取り消すものとする。この場合には、(2)から(4)までを準用する。

## 第6 認定開発供給実施計画に係る措置

### 1 航空法の特例（法第15条）

法第15条の規定に基づく措置は、開発供給実施計画の実施に伴う複数の行政手続に係る申請を一本化し、手続の簡素化を図るものである。

農林水産大臣は、法第15条の規定の適用に係る開発供給実施計画の認定に当たっては、許可等の基準を緩和するものではないこと及び第4の1(2)に係る事項（開発供給実施計画に係るものに読み替える。）に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

### 2 種苗法の特例（法第16条）

認定開発供給事業者は、法第16条並びに施行令第2条及び第3条の規定に基づき、認定開発供給事業の成果として育成された生産方式革新事業活動に資する新品種について、次の①及び②に掲げる措置の適用を受けることができる。なお、生産方式革新事業活動に資する新品種とは、自動収穫ロボットによる農産物の一斉収穫に適した栽培体系の構築に適した品種等、スマート農業技術の活用やスマート農業技術の活用による農作業の効率化等の効果の発揮に寄与するものをいう。

① 品種登録の出願に係る出願料の4分の3の軽減

② 品種登録後の登録料（1～6年目）の4分の3の軽減

認定開発供給事業者は、①に掲げる措置の適用を受けようとする場合にあっては品種登録の出願の前に別記様式第29号により、②に掲げる措置の適用を受けようとする場合にあっては品種登録の通知後に別記様式第30号により、当該新品種が認定開発供給事業の目標を達成していることを示す具体的なデータや系統図その他必要書類を農林水産大臣に提出し、確認書の交付を受ける必要がある。

また、認定開発供給事業者は、法第16条の規定の適用を受ける場合には、種苗法（平成10年法律第83号）その他関係法令の規定に基づき、区別性、均一性、安定性等品種登録の要件を満たすものとして、同法に基づく品種の登録の手続を行う必要がある。

### 3 研究機構の研究開発設備供用等の供用及び協力（法第17条）

認定開発供給事業者は、法第17条の規定に基づき、研究機構から、法第13条第3項第4号に規定する研究開発設備等の供用やこれに関する専門家の派遣その他必要な協力（以下「研究開発設備等の供用等」という。）を受けることができる。

農林水産大臣は、法第17条の規定の適用に係る開発供給実施計画の認定に当たっては、次の①から③までの事項に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

① 法第17条の規定に基づき、研究開発設備等の供用等を受けようとする者から、開発供給実施計画の認定に際して、別表8その他必要書類の提出を受ける必要があること。

- ② 研究開発設備等の供用等を受けようとする者は、開発供給実施計画の認定に加え、研究機構が別に定める様式により、研究機構に対し、研究開発設備等の供用等の申込みを行う必要があるため、農林水産省本省は、研究機構からの研究開発設備等の供用等に係る開発供給実施計画を受理し、又は当該開発供給実施計画の認定について事前の相談を受けた場合には、研究機構との情報共有を図るとともに、当該開発供給実施計画に基づき、研究開発設備等の供用等を希望する者に対して、研究機構に事前の相談を行うよう助言を行うこと。
- ③ 農林水産大臣は、研究機構による研究開発設備等の供用等に係る開発供給実施計画の認定をしたときは、法第13条第8項の規定に基づき、遅滞なく、別記様式第23号により、その旨を研究機構に通知すること（詳細は、第5の4（2）を参照）。

#### 4 公庫による資金の貸付け（法第18条）

認定開発供給事業者は、法第18条等の規定に基づき、公庫から認定開発供給事業（スマート農業技術等の開発を行う事業及び当該事業と併せて行う合併等の措置を除く。）の実施に必要な資金の貸付けを受けることができる。

農林水産大臣は、法第18条の規定の適用に係る開発供給実施計画の認定に当たっては、第4の3①から③までの事項（開発供給実施計画に係るものに読み替える。）に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

#### 5 農業競争力強化支援法の特例（法第19条）

法第19条の規定に基づく措置は、認定開発供給実施計画に農業競争力強化支援法（以下「支援法」という。）第2条第6項に規定する事業参入に関する事項が含まれるときに、支援法第24条の規定を適用し、当該事項を実施するために必要な資金の調達に係る社債又は借入れに対して中小機構による債務の保証が受けられることとするものである。

農林水産大臣は、法第19条の規定の適用に係る開発供給実施計画の認定に当たっては、次の①から⑥までの事項に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

- ① 法第19条の規定の適用を受けようとする者から、開発供給実施計画の認定の申請に際して、別表10その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 法第13条第3項第5号に定める事項について、支援法第21条第4項各号の基準に適合している必要があること。
- ③ 法第13条第3項第5号に定める事項について、農林水産大臣の所管する事業以外の支援法第2条第4項に規定する農業生産関連事業が記載されている場合は、法第13条第7項の規定に基づき、別記様式第21号により、農業生産関連事業所管大臣に協議し、その同意を文書で得る必要があること（第5の3（3）④を参照）。
- ④ 農林水産大臣が別表10その他必要書類が付された開発供給実施計画の認定をしたときは、その旨を、同意をした農業生産関連事業所管大臣に通知するとともに、農林水産大臣及び当該農業生産関連事業所管大臣は、支援法第21条第5項（支援法第22条第5項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、第5の4（5）

とは別に、当該認定に係る開発供給実施計画のうち事業参入の内容について公表する必要があること。

- ⑤ 法第 19 条の規定を適用し、中小機構からの債務保証を受けようとする者は、開発供給実施計画の認定を受けるとともに、別途、中小機構に対し債務保証の申込みを行う必要があるため、農林水産省本省は、法第 19 条に規定に基づく措置の適用を受けようとする事業者に対し、中小機構及び民間金融機関へ事前に相談を行うことが望ましいこと等の必要な助言を行うこと。
- ⑥ 農林水産大臣は、支援法の特例に係る開発供給実施計画の認定をしたときは、中小機構に、その旨の情報提供をすること（詳細は、第 5 の 4（3）を参照）。

## 6 登録免許税の軽減

認定開発供給事業者は、租税特別措置法第 80 条の 3、租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 30 条の 4 その他関係法令の規定により、認定開発供給実施計画に基づいて行う租税特別措置法第 80 条の 3 の第 1 号から第 6 号までに掲げる事項に係る登記について、登録免許税の税率の軽減を受けることができる。

農林水産大臣は、登録免許税の軽減に係る開発供給実施計画の認定に当たっては、次の①から③までの事項に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

- ① 登録免許税の軽減を受けようとする者から、開発供給実施計画の認定の申請に際して、別表 1 その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 登録免許税の軽減は、開発供給実施計画の認定の日から 1 年以内に当該認定開発供給実施計画に係る登記を行う場合に限られること。
- ③ 農林水産省本省は、登録免許税の軽減に当たっては、登記を行う前に、当該登記が租税特別措置法の規定に該当することについての農林水産大臣の証明書の交付の申請を行い、当該証明書の交付を受けた上で、法務局等で当該証明書を添付して登記を行う必要があること等の必要な助言を行うこと。

## 第 7 報告の徴収（法第 21 条関係）

### 1 認定生産方式革新事業者に対する報告徴収

地方農政局長等は、認定生産方式革新事業者に対し、生産方式革新事業活動を実施した年度ごとに、認定生産方式革新実施計画の実施状況（法第 10 条の規定の適用を受けた場合にあっては、別表 7 による申請事項に変更がない旨を含む。）について、別記様式第 31 号により、当該各年度の翌年度の 5 月 31 日までに報告するよう求めるものとする。当該報告の内容については、必要に応じて認定生産方式革新事業者の了承を得た上で、関係機関に情報の共有を行うものとする。また、法第 10 条の規定の適用を受けた場合にあっては、国土交通大臣に、別表 7 による申請事項に変更がない旨の情報の共有を行うものとする。なお、報告の方法については、第 3 の 1 を準用する。

また、地方農政局長等は、上記によるほか、必要に応じて、認定生産方式革新事業者に対し、認定生産方式革新実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

### 2 認定開発供給事業者に対する報告徴収

農林水産大臣は、認定開発供給事業者に対し、開発供給事業を実施した年度ごとに認定開発供給実施計画の実施状況（法第15条の規定の適用を受けた場合にあつては、別表7による申請事項に変更がない旨を含む。）について、別記様式第32号により、当該各年度の翌年度の5月31日までに報告するよう求めるものとする。当該報告の内容については、必要に応じて認定開発供給事業者の了承を得た上で、関係機関に情報の共有を行うものとする。また、法第15条の規定の適用を受けた場合にあつては、国土交通大臣に、別表7による申請事項に変更がない旨の情報共有を行うものとする。なお、報告の方法については、第5の1を準用する。

また、農林水産大臣は、上記によるほか、必要に応じて、認定開発供給事業者に対し、認定開発供給実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

#### 附 則

この通知は、令和6年10月1日から施行する。

#### 附 則 （6政第329号令和7年3月31日）

この通知は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和7年4月1日付け6農産第4195号農林水産事務次官依命通知（強い農業づくり支援金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）の一部を改正する通知）の施行の日（令和7年4月1日）から施行する。

- 1 第4の5を加える規定
- 2 別記様式第1号を改める規定
- 3 別記様式第2号中食料システム構築計画のみなし措置の活用を希望する場合の添付書類に別表9を加える規定

#### 附 則 （8政第35号令和8年5月20日）

この通知は、令和8年5月20日から施行する。